リハビリテーションセンター調査・研究事業専門選定会議　選定基準

**１．選定方法**

　　企画提案書（様式１）及び見積書（様式２）に基づき、選定会議にて書類選考及びヒアリングを実施する。また、必要に応じて審査機関中に提案の詳細に関するヒアリングや追加資料をも求める事がある。

　　なお、選定会議の委員は、本人が利害関係者とみなされる申請に係る個別の書類選考等には参加しないこととする。

**２．評価方法**

　　評価は下記の評価項目について次の評価基準による5段階評価を行い、評価項目ごとに選定会議の各委員が各々評価した結果の総得点を当該提案者の得点とする。

**【評価の基準】**

　5点＝大変優れている　　4点＝優れている　　3点＝普通　　2点＝やや劣っている　　1点＝劣っている

**【評価の観点】**

（１）調査・研究課題の先見性及び妥当性（5点×３＝15点）

　・目的・計画が調査研究事業の趣旨と合致しているか。

　・内容は先行研究等が十分に踏まえられている。

　・実施した調査研究が滋賀県においてさらなる展開に繫がる調査・研究となっているか。

（２）調査・研究内容の具体性及び実現可能性（5点×３＝15点）

　・目的・計画が具体的に設定されているか。

・計画の実行性は確保されているか。

・内容や方法が適正・効率性・具体性に優れているか。

（３）調査・研究課題遂行能力（5点×２＝10点）

　・実現する為の実施体制が整備されているか。

　・実施体制の役割分担・責任が明確であるか。

（４）見積もりの妥当性（5点×２＝10点）

　・最小の予算で最大の効果が得られるような内容となっているか。

　・研究に妥当な予算計画を立てているか。

□総合評価

S：非常に優れた課題であり、最優先で採択すべき

A：優れた課題であり、積極的に採択すべき

B:優れた研究内容を含んでおり、採択してもよい

C:採択するには、研究内容等に不十分な点があり、採択を見送るべき

D:研究内容等に問題があり、採択に値しない